

令和8年度環境省災害廃棄物対策推進検討会等支援検討業務

質問回答書
令和8年8月20日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

質問 番号	仕様書頁	質 問	回 答
1	発注説明書 P2、別紙	「9(1)①競争参加資格確認申請書及び提案書の提出」について、提案書の提出期間が「8月28日(金)12時まで」となっているが、別紙(P10)の発注手続日程では「8月28日(金)16時」となっております。どちらが正しいでしょうか。	「8月28日(金)12時まで」でお願いいたします。大変失礼いたしました。
2	発注説明書 P3	「9(1)④提出部数:2部(正1部、副1部)」について、提案者が特定できないよう黒塗り等の措置を講ずるのは「提案書本編部分のみ」でよろしいでしょうか。(別添4の表紙や、全省庁統一資格審査結果通知書の写しも黒塗りが必要でしょうか)。	提案書全てにおいて提案者が特定される情報は黒塗り等のご対応をお願いいたします。
3	入札(見積)者に対する指示書 P1	「一 第17②入札金額内訳書」について、様式の指定が特段ないため、当社任意の見積様式を入札金額内訳書として提出することによろしいでしょうか。また、入札金額内訳書への代表印の押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	任意の書式で結構です。 社名、担当者名および連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)を記載いただければ、代表者印の押印は不要です。
4	入札(見積)者に対する指示書 別紙(開札手順)	「再度の入札を行う場合(2回目以降開札)」について、2回目以降は入札書のみメール送信とし、入札金額内訳書の再提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	特記仕様書 P1	「3. 履行期間」の但し書きに「報告書は推進検討会が終了した3日以内に提出をすること」とありますが、履行期間(令和9年3月31日)の満了を待たず、最後の推進検討会が終了した段階で、そこから3日以内に最終報告書	最終の報告書は推進検討会が終了した3日以内にご提出いただきますが、第3回の推進検討会の議論を踏まえて追加の整理、資料修正等が必要となった場合には、履行期間内に発注者と受注者で協

		を提出して業務完了とするという認識でよろしいでしょうか。	議の上、必要な対応を行っていた場合があります。
6	特記仕様書 P1	「4. (1)」の※にある「有識者へのヒアリング等を実施」について、移動交通費等の見積もりのため確認させてください。本ヒアリングは全てWeb会議形式での実施を想定しておけばよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。仮に対面でのヒアリングが必要になる場合は、発注者が現地対面で行い、受注者はWeb会議でのご参加を予定しています。
7	特記仕様書 P1	「4. (1)①巨大地震における災害廃棄物処理シナリオの見直し」等の検討において、環境省で調査・整理している産業廃棄物処理施設に関する詳細情報やシミュレーション条件等の内部データを提供いただくことは可能でしょうか。	業務遂行上必要と認められるデータ等は、契約後、環境省と発注者との間での協議の上、提供させていただきます。
8	特記仕様書 P2	「4. (4) 災害廃棄物対策推進検討会・WGの運営支援」について、以下確認させてください。 ①検討会(2回)、各WG(各2回)の開催時期の目安(実施月等)をご教示いただけますでしょうか。 ②作成を求められているのは「議事要旨」ですが、議事録(完全文字起こし)の作成は不要という認識でよろしいでしょうか。 ③検討会及び各WGにおける当日の司会進行、資料説明、質疑応答の対応について、発注者と受注者の役割分担をご教示いただけますでしょうか(会議体によって役割分担が異なる場合は、その旨もご教示ください。) ④各委員に対する検討会やWGの開催前の事前レクの実施は想定されておりますでしょうか。また、実施される場合、受注者の参加や対応(同席や資料説明等)は求められますでしょうか。	①現状の開催時期の目安は下記のとおりです。但し、災害に係る対応状況によっては、業務予定が変更となる可能性があるため、ご承知おきください。 ・2026年10月～11月／各WGの第1回 ・2026年12月／推進検討会の第2回(本業務における1回目) ・2027年1月～2月／各WGの第2回 ・2027年3月／推進検討会の第3回(本業務における2回目) ②受注者に作成を求めるものは議事要旨です。議事録(完全文字起こし)が必要な場合は発注者で作成対応を行います。 ③推進検討会及び各WGにおける当日の司会進行、資料説明、質疑応答の対応について、基本的に発注者で行う予定です。受注者には、会議への出席、会場での運営支援等を行っていただく予定です。 ④各委員に対する検討会やWGの開催前の事前レクの実施は予定しています。受注者には同席をお願いすることがありますが、

			資料説明等は基本的に発注者で行う予定です。
9	特記仕様書 全般	業務遂行に当たり、以下確認させてください。 ①過年度に環境省が発注した関連業務の報告書や、検討時に用いた計算データ(バックデータ)及び内部情報等を提供いただけますでしょうか。 ②特記仕様書P2「4.(3)」に記載されている「(1)～(3)業務に係る業務打合せ(月1回程度、対面)」について、本打合せには発注者担当者様だけでなく、環境省担当官も同席される打合せという認識でよろしいでしょうか。	①業務遂行上必要と認められるデータ等は、契約後、環境省と発注者との間での協議の上、提供させていただきます。 ②「(1)～(3)業務に係る業務打合せ(月1回程度、対面)」について、環境省担当官は必要に応じてご同席いただきます。
10	提案書作成 様式P4	5. 組織の実績の(注)において「⑤実績を証明するものとして、報告書の写し等を添付すること」とありますが、守秘義務等の観点から報告書本編の開示が難しい場合、契約書や仕様書の写し、あるいは報告書の「表紙と目次のみ」をもって実績の証明に代えることは可能でしょうか。	守秘義務等の観点から報告書本編の開示が難しい場合、ご認識のとおりご対応ください。